

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則
香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(使用料) 第16条 略</p> <p><u>(使用料の還付)</u> 第16条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。 <u>(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 全額</u> <u>(2) 変更許可により過納額が生じたとき 当該過納額</u></p> <p>(視聴覚ホール等の利用の許可の取消し等) 第17条 略</p> <p>別表（第16条関係） 1 附属設備及び器具の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビデオディスクプレーヤー</td> <td>1式につき1回</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マルチスキャンプロジェクター</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料の額	略			ワイヤレスマイクロホン	略		ビデオディスクプレーヤー	1式につき1回	略	略			マルチスキャンプロジェクター	略		<p>(使用料) 第16条 略</p> <p>(視聴覚ホール等の利用の許可の取消し等) 第17条 略</p> <p>別表（第16条関係） 1 附属設備及び器具の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カセットテープレコーダー</td> <td>1台につき1回</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>コンパクトディスクプレーヤー</td> <td>1台につき1回</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>ビデオカセットテープレコーダー</td> <td>1台につき1回</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>ビデオディスクプレーヤー</td> <td>1台につき1回</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マルチスキャンプロジェクター</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビデオビューアー</td> <td>1台につき1回</td> <td>3,660円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料の額	略			ワイヤレスマイクロホン	略		カセットテープレコーダー	1台につき1回	1,220円	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1回	1,220円	ビデオカセットテープレコーダー	1台につき1回	1,220円	ビデオディスクプレーヤー	1台につき1回	略	略			マルチスキャンプロジェクター	略		ビデオビューアー	1台につき1回	3,660円
区 分	単 位	使用料の額																																															
略																																																	
ワイヤレスマイクロホン	略																																																
ビデオディスクプレーヤー	1式につき1回	略																																															
略																																																	
マルチスキャンプロジェクター	略																																																
区 分	単 位	使用料の額																																															
略																																																	
ワイヤレスマイクロホン	略																																																
カセットテープレコーダー	1台につき1回	1,220円																																															
コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1回	1,220円																																															
ビデオカセットテープレコーダー	1台につき1回	1,220円																																															
ビデオディスクプレーヤー	1台につき1回	略																																															
略																																																	
マルチスキャンプロジェクター	略																																																
ビデオビューアー	1台につき1回	3,660円																																															

16ミリフィルム映写機	1台につき1回	2,440円
35ミリスライド映写機	1台につき1回	2,440円

2 略

2 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。